福島国際研究教育機構の 助成等業務に係る実施計画 (助成等業務実施計画)

認 可:令和5年4月7日

福島国際研究教育機構

目 次

1
1
1
1
1
1
2
寸線
2
2
2

I. 序文

福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 117 条の規定に基づき、福島国際研究教育機構(以下「機構」という。)の令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 1 年間における助成等業務(同法第 110 条第 1 項第 3 号、第 7 号及び第 9 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。)に係る実施計画を、次のとおり定める。

II. 助成等業務の目標

助成等業務を実施するにあたり、機構が福島県内の既存施設等の取組に横串を刺す調整機能を持つ司令塔として、福島の創造的復興の中核的役割を果たしていく中で、研究開発成果の最大化にとどまらず、「福島の復興・再生」や「新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進」を目指す。

III. 令和5年度における助成等業務の具体的な事項

令和5年度における助成等業務の具体的な事項は、次のとおりとする。

1. 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成

令和5年度において該当する事業はないものの、早期に助成業務を実施できるよう、当該年度においては、新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行う場合の要件設定等について、検討を進める。

2. 協議会の設置及び運営並びに当該協議会の構成員との連絡調整

機構は、福島復興再生特別措置法第 109 条及び新産業創出等研究開発基本計画(令和4年8月 26 日内閣総理大臣決定)に基づき、福島における新たな産業の創出等に資する研究開発や産業化、人材育成、助成業務、新産業創出等研究開発基本計画の進捗状況の把握等の実施に係る協議等を行うため、新産業創出等研究開発協議会(以下「協議会」という。)を組織する。令和5年度においては、次の業務に取り組む。

(1)協議会の設置及び運営

機構は、その設立後速やかに協議会を設置し、研究開発における役割分担の明確化や重複の排除等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、福島県内の既存施設等の取組に横串を刺す司令塔としての機能を最大限発揮することができるよう、事務局として、協議会を運営する。

なお、機構は、協議会における協議を通じて、機構設置の効果が広域的に波及するよう取り組む。

また、機構は、福島国際研究教育機構基本構想(令和3年3月29日復興推進会議決定)の内容に沿った既存施設の施設統合の状況に関して、協議会において報告を行う。

(2)協議会の構成員との連絡調整

機構は、協議会の事務局として、構成員等との連絡調整を行う。

3. 原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動

機構は、研究開発に関するデータの収集・分析・提供の取組と併せ、原子力災害に関するデータや知見の集積に取り組み、風評被害の解消に向け、科学的知見に基づく継続的な情報発信を行う。 令和 5 年度においては、次の事業を行う。

(1) 国際会議等関連

- ① 令和5年4月に、国際放射線単位測定委員会(ICRU)の年次会合など、国内外の研究者等が参加する国際会議を福島県において開催する。
- ② 国際放射線防護委員会(ICRP)及び放射線諮問委員会(CCRI)の関連会議について、福島県内への招致活動を行う。
- ③ ①②の活動を通じて、若手研究者の情報発信の場や継続的な研究環境の整備に繋げる ほか、創造的復興の助言を得るとともに、世界に情報を発信することにより、機構の国際的な 知名度・信頼度を向上させる。
- (2) 福島総合環境情報サイト(根拠情報Q&Aサイト)による情報発信事業 地域の生活環境に対する理解の促進や安全・安心感の醸成等に貢献するため、令和5年 度は機構の委託事業として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA) の有する福島総合環境情報サイト(根拠情報Q&Aサイト)について、機構の情報発信サイトとして求められるコンテンツや機能の拡充に係る調査等を実施するとともに、同サイトのウェブページデザインを実施する。